

法律を守った外国人雇用のためのチェックリスト

外国人を雇用した場合（アルバイト含む）、ハローワークに「外国人雇用状況の届出」を行っている。

介護スタッフとして現場で働いている外国人は以下のいずれかの在留資格を持っている。

※在留資格は本人が常に携帯している在留カードに記載されています。

- ・永住者
- ・永住者の配偶者
- ・日本人の配偶者
- ・定住者
- ・特定技能
- ・技能実習
- ・家族滞在
- ・留学
- ・特定活動 46 号（本邦大卒者）

在留期限が切れた外国人を雇用していない。

※在留期限は、本人が常に携帯している在留カードに記載されています。

留学生や家族滞在外国人をアルバイトを雇っている場合、週に 28 時間以内の勤務である。当該留学生が他のアルバイトをしている場合、合算して週に 28 時間以内である。

留学ビザを持っているが、既卒者である外国人を雇用していない。

※留学生のアルバイトが、学校を卒業した日に、資格外活動許可は実質無効となるため。

日本人が従事する場合と同等以上の給与を支払っている。

※外国人だからという理由だけで給与を低くしていない。

最低賃金を守っている。

※最低賃金は毎年 10 月 1 日に改定されます。最新の最低賃金を守るようにしましょう。

技術・人文知識・国際業務ビザの外国人を介護スタッフとして働かせていない。

※このビザは、事務や経理など、ホワイトカラー職のビザであるため。

被扶養者の外国人を雇用しており、その人の年収が 130 万円をこえた場合は、3 号被保険者から外している。

※外国人の場合、この確認を怠りがちです。ですが、健康保険や年金については、日本人も外国人も同じルールとなっています。